

バス・タクシー利用助成券の使用に関する注意事項

- 対象者は、**満 75 歳以上（1948 年(昭和 23 年)4 月 1 日以前に生まれた方を含む）の共和町民**です（運転免許非保有者：4 月～、運転免許保有者：11 月～）。
- 有効期間は、交付の日から **2023 年（令和 5 年）3 月 31 日**までです。
- 助成の対象は、町内で営業しているバス（北海道中央バス、ニセコバス）、およびタクシー（小沢ハイヤー、フレンドタクシー、キングハイヤー、ケア・サービスぐりっぷ、みらいケア・サポート 後志事業所）です。
- 助成券は、共和町内での乗り降り、または共和町内での乗降→岩内町・倶知安町・泊村・神恵内村での乗降に限り使用できます。
※小樽や札幌など、上記範囲外での乗車・降車は対象外となります。
- 1 乗車につき何枚でも使用可能ですが、**おつりは出ませんので、乗車料金を超えての使用はできません。**
助成券使用額と運賃の**差額は現金**でお支払いください。
※ただし、タクシーで助成券を使用する時は、重度障害者タクシー利用券を併用可
- バスで助成券を使用する場合は、降車する際に整理券（券がない場合を除く）と助成券、運賃差額を運賃箱に入れてください。
※運賃の差額を I C カード・回数券で支払うことはできません。
- **助成券は本人のみが使用できます（他人に譲渡してはいけません）。**
- 助成券は、現金への換金ができません。
- 助成券を紛失した場合は再発行できませんので、保管などについては十分ご注意ください。

※助成券を使用できないケースは次のとおりです。

- ケース① **バス又はタクシーの乗り降り両方が共和町外の場合**
※岩内町内の移動、岩内町⇄倶知安町、岩内町⇄泊村など
- ケース② **助成券を使用する際に、運賃の差額を現金以外で支払う場合**
※ I C カード・回数券での支払いはできません。
- ケース③ **定期乗車券によりバスを利用する場合**
- ケース④ **利用有効範囲外で乗降する場合**
※小樽や札幌など

本助成券を交付した方を対象に、利用状況や課題などについてのアンケートを実施する予定です。その際にはご協力の程、よろしくお願いいたします。